

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福山市長

市町村名 (市町村コード)	福山市 (207)
地域名 (地域内農業集落名)	沼隈地区 (1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、西8区、東8区、9区、大浦、天満、釜谷、内浦、寺山、箱崎、沖、南、町、平、西組、中組、東組、堂尾、奥江、片山、根引、大越、土生、矢川、敷名、林崎、土居、奥組、槇尾、浜組、阿北、阿南、横引、桜、白浜、立河内、下組、本谷、鞆路、岡田、水落、菅田、横倉、八日谷、上森迫、森迫、檜隈、宮本、菅野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・沼隈地区は市内南部に位置し、農用地面積574.0haのうち田が約20.6%、畑(果樹等を含む)が約77.4%を占めている。

・認定農業者が32経営体(個人29戸、法人3組織)存在し、平均年齢は68.1歳、経営面積は41.5haである。

・認定新規就農者が8経営体(個人8戸)存在し、経営面積は4.2haである。

・認定農業者・認定新規就農者以外で、農業を担う者は36経営体(個人34戸、法人2組織)存在し、経営面積は17.7haである。

・「4 地域内の農業を担う者一覧」に位置付ける農業を担う者の経営面積は63.4haであり、農用地全体の約11.1%となっている。うち担い手(認定農業者、認定新規就農者など)の経営面積は59.9haであり、農用地全体の約10.4%となっている。担い手以外の農業を担う者の経営面積は3.6haであり、農用地全体の約0.6%となっている。

・意向調査による農地所有者の今後の意向では、自ら耕作・管理が46.4%、貸付・売却・経営移譲が36.1%、耕作放棄が17.5%となっている。

・意向調査による担い手の経営意向は、規模拡大意向が約18.2%、現状維持が約54.5%、規模縮小・離農意向が約27.3%である。

・経営意向、現状の担い手への農地の集積状況から、農地の集積・集約化を進め、持続可能な農地利用を行っていくため、担い手の育成・確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・八日谷、矢ノ迫地区の大規模なぶどう団地での栽培は、共選・共販体制により県内最大級の生産量を誇っており、生産組織による品種構成や改植等の計画的な生産活動を継続して、引き続き効率的なぶどう産地としての土地利用を推進する。

・土地改良事業が実施されている上山南地区では、大規模にいちじく栽培が行われており、共販体制が整備され安定した単価が見込めるいちじく栽培の周辺への拡大を図る。

・全域において、農用地の有効利用に向け、地区内にある産直市や学校給食等への出荷を目的とした多品目の野菜栽培を推進し、うち、経営所得安定対策で地域振興作物に指定しているくわい、アスパラガス、ほうれんそうを積極的に作付け推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	574.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	574.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域以外の現況農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地適性調査や農地所有者への意向調査等に基づき、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進める。調整にあたっては、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構地域コーディネーターと連携した現行の相談・調整体制を堅持する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえた上で、安定経営につながる長期に渡る集約化した農地の貸借を農地中間管理機構を活用して行う。なお、何らかの理由で農地管理が十分に行うことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議し解決に向け取り組む。

(3) 基盤整備事業への取組方針

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、水源地から八日谷、矢ノ迫ぶどう団地への灌水の安定供給のため取水・パイプライン等施設の更新を計画的に実施する。また、近年の気温上昇等により灌水量の増大も懸念されることから水源の確保等について生産者、関係機関で課題共有を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

生産組合による新規栽培者の育成や市の農業担い手研修、JA農業塾などにより、認定農業者や認定新規就農者、定年帰農者、半農半Xなど、多様な担い手の育成・確保を進める。

また、参入地域との調和を図り経営力のある法人の農業参入を進め、農地保全とともに稼げる農業の実現と雇用創出や地域活性化につなげる。

研修修了生や認定新規就農者など新規栽培者に対しては、補助金等の活用を含め、県、市、JA等関係機関が連携して相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻では、作業の省力化が期待できるドローンによる防除作業やJA等のライスセンターへの調製作業の委託を進めることで、夏場の重労働の回避、設備投資費用の低減による、水稻作の継続を図る。

自ら耕作できず、担い手等への集積に向け草刈等の維持管理を行う場合、遊休農地利活用促進事業等による支援を活用し、JA等への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで市の鳥獣被害対策事業等を活用し被害防止に取り組む。

②国の環境保全型直接支払交付金等への取組を進める。

⑦草刈作業を委託する農業者を支援する委託時の際の補助である市の遊休農地利活用促進事業や国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の活用により適切な農地の保全・管理を行う。